2021年6月18日

SBJダイレクト利用規定の改定内容の変更について

株式会社SBJ銀行（本店:東京都港区、代表取締役社長:富屋 誠一郎）は、2021年6月24日に予定するSBJダイレクト利用規定（以下、「規定」といいます。）の改定内容を変更し、一定期間ご利用のないお客さまのSBJダイレクト（以下、「本サービス」といいます。）を利用停止する基準及び本サービスのサービス範囲を変更いたします。改定内容の変更について、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更後の規定改正内容

変更後

第1条
４．サービス範囲
(7)お届け印について
当行に共通印鑑として印章（または署名）を届け出たお客さまの他、以下①及び②のお客さまは本サービスをご利用頂けます。
①普通預金（インターネット専用）または普通預金（アプリ開設型）のいずれか一つのみを保有のお客さま
②SBJ銀行モバイルアプリよりSBJダイレクトをお申込みいただいたお客さま

第26条
２．サービスの利用停止
お客さまに次の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに事前に通知することなく次の時点において本サービスの利用を停止いたします。
(1) 2年（24ヶ月）以上本サービスへのログインが無い場合。 本サービスへのログインを最後に行った日の2年後の応当日（応当日がない場合はその月の末日）の翌日

変更前

第1条
４．サービス範囲
(7)お届け印について
本サービスの利用申込時点で、当行にお持ちの預金口座が複数あり、各口座のお届け印が異なる場合には本サービスの申込みに先立ち、共通印鑑に変更してください。
ただし、普通預金（インターネット専用）または普通預金（アプリ開設型）のいずれか一つのみを保有のお客さまは、共通印鑑の対象外となります。

第26条
２．サービスの利用停止
お客さまに次の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに事前に通知することなく次の時点において本サービスの利用を停止いたします。
(1) 2年（24ヶ月）以上各種照会を除く本サービスの利用が無い場合。 各種照会を除く本サービスの利用を最後に行った日の2年後の応当日（応当日がない場合はその月の末日）の翌営業日

2. 変更後の新規定の掲示について

新規定は当行ホームページの規定集一覧からご覧ください。

（http://sbjbank.co.jp/individual/prescript.html）

以上

◆お問い合わせ◆

SBJ 銀行コールセンター　0120-015-017〔通話料無料〕

《受付時間》 平日 9：00～18：00　（土日・祝日・年末年始を除く）